

3-5.クレーン旋回時機体との接触防止



ポイント

- ・クレーン機体に単管を取付け、立入禁止(接近禁止)を表示し、クレーンの移動時、旋回時等に立入禁止区域も同時に変わり、危険区域の明確化を図り、且つバリケード、標識等の設置替えの省力化ができる。